

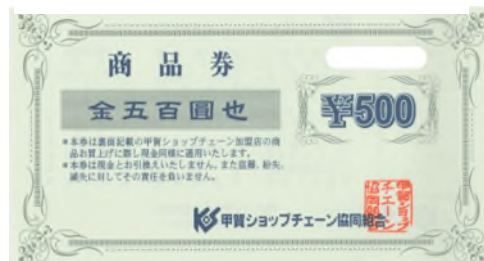
# 甲賀ショップチェーン協同組合より大切なご案内

## 「商品券」の利用終了に伴う払戻し実施のお知らせ

平素より甲賀ショップチェーン協同組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

誠に勝手ながら、令和4年（2022年）11月30日（水）をもちまして「商品券」（500円券）の利用を終了いたしました。未使用の「商品券」（500円券）をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます（右上は新商品券、右下は旧商品券ですが、内容に差異はありません）。

### 「商品券」の見本



## 【商品券払戻し期間】

令和4（2022）年12月1日（木）  
～令和5（2023）年4月10日（月）

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者】 甲賀ショップチェーン協同組合

【払戻し対象となる前払式支払手段】 「商品券」（500円券）

【払戻しの申出期間】 令和4（2022）年12月1日（木）～令和5（2023）年4月10日（月）

受付時間は、午前9時～午後4時まで（土日祝祭日は除きます）

※ 当該期間内にお申し出がない場合は、払戻し手続きから除斥されます。

### 【申出及び払戻しの方法】

払戻し対象となる商品券をお持ちのお客様は、当組合事務所まで商品券をご持参いただき、払戻しの旨をお申し出ください。確認の上、その場で現金を払戻しいたします。

払戻し場所／お問い合わせ先：甲賀ショップチェーン協同組合

事務所（甲賀市商工会 甲賀支所内）甲賀市甲賀町相模 173-1

TEL 0748-88-2370